

徳島市農業委員会総会 議事録

1 とき	令和8年2月27日(金) 開会 午後 3時35分 閉会 午後 4時40分
2 ところ	徳島市役所 13階 大会議室
3 議長	会長職務代理者 金澤 敬治
4 出席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>2番委員 瀬畑 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣  5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学  8番委員 久米 裕純 9番委員 川人 泰博 11番委員 板東美佐緒  12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子  15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁  19番委員 市岡 沙織</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>1番委員 武市 直樹 2番委員 安廣 貴明 3番委員 宮本 忠佳  4番委員 山本 美香 5番委員 長谷川豊司 8番委員 原田 和彦  10番委員 奥田 雅之 11番委員 松浦 義幸 17番委員 近藤 和隆  18番委員 赤川 勉</p>
5 欠席者	<p>&lt;農業委員&gt;</p> <p>1番委員 岸本 昇 10番委員 佐々木永薫 18番委員 政岡 茂</p> <p>&lt;農地利用最適化推進委員&gt;</p> <p>14番委員 鈴木 隆大 16番委員 美間 亮</p>
6 欠員	なし
7 傍聴者	なし
8 議事	<p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る 意見決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 保留案件の審議(農地転用の事業計画変更申請)について  第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について  第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  第6号議案 農地転用の事業計画変更申請の審議について  第7号議案 非農地証明願の審議について  第8号議案 非農地通知の審議について  第9号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について  第10号議案 農用地利用集積等促進計画(一括方式)の案について</p> <p>報告事項 (農地関係)</p> <p>1. 農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出について</p>

- |  |   |
|--|---|
|  | <ol style="list-style-type: none"><li>2. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について</li><li>3. 農地法第18条第6項の処理について</li><li>4. 農地の転用制限の例外（法第4条）による届出について</li><li>5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について</li></ol> |
|--|---|

(開会 午後3時35分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の金澤委員が務めることとなっておりますので、進行をよろしく申し上げます。

議長 ただ今から令和8年2月徳島市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の総会は、農業委員 19名のうち半数を超える16名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号1番岸本昇委員、議席番号10番佐々木永薫委員、議席番号18番政岡茂委員です。  
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号16番谷川興一委員と、議席番号8番久米裕純委員の両名を指名します。よろしく申し上げます。

議長 それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく申し上げます。  
第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について説明いたします。  
先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料と、地域計画、目標地図をご覧ください。  
第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があったため、農業委員会の意見を決定していただくものです。  
変更の概要は、①地域計画からの除外については、地域計画に係る変更一覧 令和7年12月分のとおりで、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されております。また、②地域内の農業を担う者及び目標地図の変更については、令和8年1月から2月に各地区で開催された協議の場において了承されております。  
今後のスケジュールですが、3月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、地域計画変更公告となります。  
今回の変更案については、先ほど御説明しましたとおり、書面等による協議の場、または各地区における対面での協議の場において、地域計画の変更について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適当と思われれます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はありませんか。  
それでは特にならぬようございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)の変更に係る意見決定について、案に異議なしとして、承認することに異議ありませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第1号議案については、案に異議なしとして承認することに決定いたしました。  
続きまして、第2号議案、農地転用の事業計画変更申請の保留案件について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局        それでは第2号議案、保留案件について御説明します。議案書1ページを御覧ください。

1番は、露天資材置場として許可していたものですが、変更内容が3点あります。

1点目は、造成後の地盤高の変更についてです。海面の高さを基準として、当初計画では5.30mとしておりましたが、周りの資材置場と同程度の高さになるように5.60mに変更するものです。

2点目は、表面仕上げの変更です。雑草防止及び雨水浸透性を高めるため、表層を厚さ20cmほどの碎石舗装とするものです。3点目は、資材置場への出入り口の設計変更です。関係課と協議のうえ、出入口利用者及び市道通行者の安全確保及び道路施設保護のため、敷き鉄板間の仮溶接・ゴムマットの設置・レミコンの施工を追加するものです。

この案件は、1月総会にて、添付書類のうち土地改良区の意見書が不足していたため、保留としましたが、その後、上申書の提出があり、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしたと思われます。

第2号議案は1件で、畑のみ2,549㎡です。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場です。以上、御審議をよろしくお願いいたします。

議長            事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第2号議案の農地転用の事業計画変更申請の保留案件について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員        異議なし

議長            異議がないということですので、第2号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局        それでは第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。議案書2ページを御覧ください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後131aに至り、譲受人は対象地において、水稻とみかんの栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地14筆を贈与により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後75aに至り、譲受人は対象地において、だいたいの栽培を行うとのことです。

3番は、貸人から借人へ、農地2筆を使用貸借権の設定をするものです。譲受人の

耕作面積は許可後145aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

4番は、貸人と借人との間で、営農型太陽光発電設備のために、農地1筆に区分地上権を設定しようとするものです。設定期間は許可日から3年間です。

なお、4番は同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。許可日も5条許可と同日になります。また、営農型太陽光発電設備については、次の第5号議案の11番の5条許可の方で詳しく御説明させていただきます。

5番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後12aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーとほうれん草の栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、南井上地区で新規就農面談を行いました。

6番の借人は、農地所有適格法人以外の法人であるため、例外的な取扱いとなっております。許可要件は、農地を適正に利用していない場合に賃貸借等の解除をする旨の条件が書面による契約において付されていること。地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。法人の場合、業務執行役員又は農林水産省令で定める使用人のうち、一人以上の者が耕作等の事業に常時従事すると認められること。となっており、この要件を満たしていることを確認しております。6番は貸人から借人へ、農地4筆に使用貸借権を設定するものです。契約期間は許可日から10年間です。6番の借受人の耕作面積は、許可後62aに至り、借受人は対象地において、カリフラワーの栽培を行うとのことです。なお、借受人は新規就農者であるため、南井上地区で新規就農面談を行いました。

7番から10番は、同一の内容のため、併せて説明させていただきます。貸人と借人との間で、営農型太陽光発電設備のために、それぞれ農地1筆に区分地上権を設定しようとするものです。設定期間は許可日から3年間です。なお、7番から10番は同時に5条許可申請が出ております。5条許可が許可されない場合は、3条許可も行うことができません。許可日も5条許可と同日になります。また、営農型太陽光発電設備については、次の第5号議案の12番から15番の5条許可の方で詳しくご説明させていただきます。

11番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後18aに至り、譲受人は対象地において、じゃがいもとタマネギの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、北井上地区で新規就農面談を行いました。

12番は、譲渡人から譲受人へ、農地1筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後17aに至り、譲受人は対象地において、じゃがいもとタマネギの栽培を行うとのことです。

第3号議案は以上12件で、対象地は、田24,181㎡、畑1,953㎡、その他594㎡、合計26,728㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしく申し上げます。

議長

事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、5番、6番案件の新規就農面談に参加していただいた、南井上地区の近藤推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

近藤推進委員 今月12日の14時から、5番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、鎌田委員と私の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、譲渡人が高齢かつ労力不足で経営を縮小するため手放したいとの話を聞き、自家消費のための野菜栽培を行いたいと思い、今回の申請に至ったとのことです。

譲受人は、親戚から農地を借りて10年ほど野菜栽培を行っており、そのまま野菜栽培を続けるとのことです。営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、ブロッコリー、ホウレンソウ、ナスの栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。

続きまして、今月12日の14時30分から、6番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。

参加者は、鎌田委員と私の委員2名、譲受人側2名、事務局2名の4名です。

譲受人は、平成25年から営農型太陽光発電事業を行っており、耕作については今までは個人で行っていましたが、繁忙期に人が足りないため、法人で行いたいと思い、今回の申請に至ったとのことです。

譲受人は、今までどおりカリフラワーを継続的に耕作することです。営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、前述のとおりカリフラワーの栽培をしていきたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、南井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。続きまして11番案件の新規就農面談に参加していただいた、北井上地区の赤川推進委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

赤川推進委員 今月13日の12時30分から、11番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、政岡委員と私の委員2名、譲受人側1名、事務局2名の5名です。

譲受人は、以前から農業に興味があり自分の病院の敷地で30年ほど耕作してきたが、このたび、病院に隣接した農地の売買の話があったため、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、収穫物は自家消費か又は病院での利用を考えており、自分が忙しいときは病院の職員も手伝ってくれており、機械及び労働力もあることから営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、じゃがいもやタマネギの栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、北井上地区の委員は一致して、問題ないのではないかと心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請について、1番から3番、5番、6番、11番、12番案件を許可し、4番、7番から10番案件は、5条許可の審議の結果に合わせること

に異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第3号議案は、1番から3番、5番、6番、11番、12番案件を許可し、4番、7番から10番案件は、5条許可の審議の結果に合わせることに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第4号議案、農地法第4条の規程による許可申請の審議について御説明します。議案書5ページを御開きください。

1番の申請地は集団農地かつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。

申請人は、低湿地となっている申請地で今後も営農を続けるため、建設発生土を有効利用する農地改良を目的として一時転用するものです。通常であれば農地改良の場合、届出によるものとしておりますが、県の事務処理要領では「農地改良において、工事期間、工事内容等を客観的に判断して転用行為に該当すると認められる場合は、転用許可申請を行うよう求めるものとする。」との記述があり、本案件は、工事期間が3年で面積も大規模であることから、転用許可申請に該当すると判断しました。

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。

第4号議案は、全1件で地目は、田のみ1,652㎡です。転用目的は、その他施設用地となります。また、転用規模が大規模であるため、地区審査を実施しました。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の野口委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

野口委員 今月13日の10時から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、佐野委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名と転用者側1名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、方上町中開にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者が、農地の改善・営農の向上を目的として、農地改良を計画したものです。造成については、一時的に表土を剥ぎ、建設発生土を搬入後に、耕作用の土を敷き詰めるとのことです。また、周囲にはコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。排水については、雨水のみで地下浸透とし、現状と同じく北側水路へ放流するとのことです。地元土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、本案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、本案件を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案は、本案件を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、植田美恵子委員、廣瀬長市委員と私、金澤が退席いたします。そのため、第5号議案につきましては、川人会長が進行いたします。また、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。

議長代理 それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書6ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、自動車の修理及び販売業を営んでいる譲受人が、露天車両置場に転用するものです。

2番の申請地は、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、既存施設の拡張の例外規定に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。賃貸借権を設定し、自動車の修理・販売業を営んでいる借人が、露天駐車場に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、土木工事業を営んでいる借人が、露天車両・重機置場に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借権を設定し、建設業を営んでいる借人が露天駐車場として令和11年3月31日まで一時転用するものです。

5番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

6番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、譲受人がキッチンカー店舗に転用するものです。

7番と8番は転用者が同一であるため、併せて説明します。申請地は、7番が公共投資の対象となっている甲種農地、8番が公共投資の対象となっている第1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。賃貸借権を設定し、旭野排水機場工事のため、借人が工事を発注した業者が利用する露天資材置場として、7番は許可日から3年間、8番は許可日から1年間の一時転用をするものです。

9番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。賃貸借

権を設定し、中古自転車等の輸出入及び販売業を営んでいる借人が、露天資材置場として令和11年2月28日まで一時転用するものです。

10番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家住宅に転用するものです。

11番の申請地は、先ほどの第3号議案の4番案件と関連するもので、営農型太陽光発電施設に転用するものです。営農型太陽光発電とは、農地に支柱を立てて、営農を継続しながら上部空間に太陽光発電を設置し、農業と発電事業を同時に行うものです。太陽光の支柱部分は転用許可が必要であり、空中の占用部分については農地法3条で区分地上権の設定が必要です。個別の説明に移ります。申請地は、10ha以上の規模の一回の農地内にある1種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。使用貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。借人は、平成25年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、3回目の更新の申請となります。営農する農作物は、みょうがです。ミョウガは陰性植物であり、遮光率70%程度でも十分に生育するとのこと。農作業は申請地から程近いところに事業所がある特定非営利活動法人に依頼しており、労働力や農業機械も確保しているとのこと。昨年の栽培実績は、平均単収の85%程あり、品質も問題ないとのこと。

12番から15番の申請地は、先ほどの第3号議案の7番から10番案件と関連するもので、営農型太陽光発電施設に転用するものです。

12番から15番は借人が同一であるため併せて説明します。申請地は、集団農地かつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に該当しますが、不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、また、農地を分断するおそれはありません。使用貸借権を設定し、太陽光発電事業を営んでいる借人が営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。借人は、平成25年から申請地で営農型太陽光発電施設を設置しており、3回目の更新の申請となります。営農する農作物は、カリフラワーです。地域で多く栽培されており、元農業大学校教授から指導を受けながら営農型太陽光発電施設の下で栽培を行っている実績があります。農作業は、これまでは個人で行っていましたが、今後は個人が代表取締役を務める法人で営農を行う予定で、労働力や農業機械も確保しているとのこと。一昨年の栽培実績は平均単収の80%を確保していましたが、昨年は一部の農地で緑色のカリフラワーの試験栽培を行い、高温障害による変色のため出荷できない状態になりました。そのため、今年から例年通り白色のカリフラワーを栽培する計画のため、80%の収量が見込めるとのことです。以上のように改善を行い、また下部の農地で営農の適切な継続が見込まれる旨の意見書の提出もあります。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われ。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済みであり、1番は転用規模が大規模ではありませんが、農業委員が必要と判断したため1番と、転用規模が大規模である2番、7番、8番、農地区分が甲種又は第1種農地である11番から15番案件については地区審査を実施しました。

第5号議案は全15件で、地目は、田4,540.26㎡、畑3,388.17㎡、合計7,928.43㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地364㎡、駐車場・資材置場7,313.17㎡、その他施設用地251.26㎡となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

議長代理 事務局の説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、1番案件の地区審査に参加していただいた、多家良地区の瀬畑委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

瀬畑委員 今月17日の10時から、1番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、岸本委員、武市推進委員、安廣推進委員と私の4名と転用者側3名、事務局2名の9名です。

申請対象の農地は、丈六町八斗代にあり、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、所有権を移転し、露天車両置場に転用しようとするものです。土地の造成については、整地のみです。排水については、雨水のみであり、地下浸透とする計画で、土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、多家良地区の委員は、一致して許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長代理 ありがとうございました。続きまして2番案件の地区審査に参加していただいた、勝占地区の佐野委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

佐野委員 今月13日、10時30分から2番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、野口委員、宮本推進委員、山本推進委員と私の委員4名、転用者側1名と事務局2名の7名です。

申請地は、三軒屋町下分にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、借人が露天駐車場に転用して、既存施設の拡張を行うものです。造成については、既存の駐車場と同じ高さまで山土で盛土します。排水については、集水柵を設置し、既設水路に放流するとのことです。土地改良区の意見書の提出があります。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、勝占地区の委員は一致して、許可はやむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長代理 ありがとうございました。続きまして7番、8番案件の地区審査に参加していただいた、川内地区の石田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月12日の10時から、7番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員、私の委員3名、転用者側2名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、川内町旭野にあり、甲種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、対象地付近で排水機場の新設工事のため、請負業者の資材置場として許可日から3年間、一時転用するものです。造成は行わず、土木安全シートを全面に敷き、その上に鉄板と、周囲に土嚢を設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透するとのことです。土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。

続きまして、8番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員、私の委員3名、転用者側2名、事務局2名の7名です。

申請対象の農地は、川内町富久にあり、第1種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、賃貸借権を設定し、対象地付近で排水機場の新設工事のため、請負業者の資材置場として許可日から1年間、一時転用するものです。造成は行わず、土木安全シートを全面に敷き、その上に鉄板と、周囲に土嚢を設置する計画です。排水については、雨水のみであり、地下浸透するとのことで土地改良区からの意見書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、川内地区の委員は、一致して許可やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長代理 ありがとうございました。続きまして11番案件の地区審査に参加していただいた、国府地区の谷川委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

谷川委員 今月13日の13時30分から、11番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、美間推進委員と私の2名と転用者側1名、事務局2名の5名です。

申請地は、国府町早淵にあり、第1種農地に区分されるとのことです。申請人は、平成25年から営農型太陽光発電施設を設置しており、耕作についてはNPO法人が下部の農地でみょうがを栽培しています。昨年の収量は平均単収の80%を超えており、品質も問題ないとのこと。ただし、今年については3年に一度のみょうがの植え替え行っており収穫は次年からになるとのことです。すきとく市で販売しており、販売精算書も提出されています。

結論として今回の転用許可申請については、下部の農地で適切な営農の継続が見込まれるため、国府地区の委員は一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願いします。

議長代理 ありがとうございました。続きまして12番から15番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の近藤推進委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

近藤推進委員 今月12日の14時30分から、12番～15番案件で地区審査を実施しましたので報告します。参加者は私と鎌田委員の委員2名、事務局2名と転用者側2名の合計6名です。

申請地は、国府町花園にあり、甲種農地に区分されるとのことです。申請人は、平成25年から営農型太陽光発電施設を設置し、下部の農地でカリフラワーを栽培しています。一昨年の収量は平均単収の80%を超えていましたが、昨年は12番案件の農地で高温障害により品質が低下し、出荷ができない状態になっていました。そのため、今年からは作物の種類を変える計画で、80%の収量が見込めるとのことです。また、令和4年まで一部でウルイを栽培しており、収量に問題はありませんでした。近年の消費動向を考慮して、令和5年からカリフラワーに変更しています。すきとく市及びスーパーで販売しており、販売精算書も提出されています。今後は収穫の回数

を増やし、さらに収量の増加も見込めるとのことです。

結論として今回の転用許可申請については、下部の農地で適切な営農の継続が見込まれるため、南井上地区の委員は一致して問題ないと判断しました。報告は以上です。よろしくをお願いします。

議長代理     ありがとうございました。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、1番、3番から6番、9番、10番を許可し、2番、7番、8番、11番から15番を許可相当として県に諮問することに異議はございませんか。

全委員       異議なし

議長代理     異議がないということですので、第5号議案は、1番、3番から6番、9番、10番を許可し、2番、7番、8番、11番から15番を許可相当として県に諮問することに決定いたしました。なお、第3号議案、3条許可の4番、7番から10番案件は、5条許可の結果に合わせることに決定しておりますので、県からの諮問の結果に合わせて許可の決定をすることになります。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。

議長代理     ここで議長を交代いたします。

議長         続きまして、第6号議案、農地転用の事業計画変更申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局       それでは第6号議案、農地転用の事業計画変更申請について御説明します。議案書9ページを御覧ください。

1番は、蓄電池設置施設として許可していたもので、変更内容は敷地内の設備の配置及びフェンスの設置位置を変更し、北側に管理用スペースを設置するものです。変更理由としましては、当初計画ではメンテナンス用スペースを内側に確保していましたが、交換用資材の搬入出を考慮し、フェンスの外側にスペースを設けるべきと判断したためです。また、南側にも管理用スペースを設置していますが、北側に配置している蓄電池から距離があるため、南北両方に管理用スペースが必要であるとのこと。なお、申請地は既に転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

以上、本案件につきましては、今回の変更に伴った資料一式が提出されており、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われま。

第6号議案は、1件で、地目はその他756㎡、転用目的の内訳は、その他施設用地756㎡になります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長         事務局の説明は以上ですが、本案件につきましては、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、発言がないようですので、採決いたします。第6号議案の農地転用の事

業計画変更申請について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、非農地証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第7号議案、非農地証明願について御説明いたします。議案書10ページを御覧ください。

1番の申請地は、徳島市不動支所から300m以内にある第3種農地に区分されます。申請地は昭和43年頃から事業所の一部として利用されているとのこと。1番は、農地として機能していない状態が継続しており、非農地化の確認資料としては、平成16年3月9日撮影の航空写真があり、また、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。

第7号議案は1件で、対象地は、畑1,043㎡です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第7号議案の非農地証明願について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

続きまして、第8号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第8号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書11ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、今月17日に岸本委員、瀬畑委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側2名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第8号議案は、以上1件で、対象地はその他のみ2,677㎡です。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第8号議案の非農地通知について、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第8号議案は、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第9号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第9号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、御説明させていただきます。議案書12ページを御覧ください。

今月の申請は1件です。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番の対象地は1筆、748㎡で、全ての農地で、継続して耕作状態にあります。第9号議案は以上1件で、対象地は田748㎡となっています。御審議をよろしくをお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がいようですので、採決いたします。第9号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、本案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第9号議案は、本案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第10号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、板東美佐緒委員に御退席をお願いいたします。審議終了後に、入室・着席をしていただきます。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第10号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書13ページを御覧ください。

全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われま。

今月は、賃貸借権が22件、使用貸借権が27件の合計49件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から8番が、多家良地区23筆・8件、9番から11番が、勝占地区12筆・3件、12番が、八万地区10筆・1件、13番と14番が、上八万地区5筆・2件、15番から20番が、入田地区17筆・6件、21番と22番が、不動地区8筆・2件、23番が、応神地区1筆・1件、24番から33番が、川内地区19筆・10件、34番から39番が、国府地区24筆・6件、40番から42番が、南井上地区4筆・3件、43番から49番が、北井上地区14筆・7件となっております。

権利設定については以上で、田56筆63,578㎡、畑81筆79,236.30㎡

の合計137筆142,814.30㎡となります。

第10号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。第10号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第10号議案は全案件を承認することに決定いたしました。参与制限により、退席されている委員が着席するまでお待ちください。続きまして、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書22から24ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得10件受理しました。

議案書25ページと26ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。8件受理しました。

議案書27ページと28ページを御覧ください。3番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。5件受理しました。

議案書29ページを御覧ください。4番は、農地の転用制限の例外（農地法第4条）による届出についてです。1件受理しました。

議案書30ページを御覧ください。5番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。4件回答しました。今月の報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見、御質問はございませんか。

それでは、以上をもちまして、令和8年2月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は3月24日火曜日の開催予定となっておりますので、よろしく申し上げます。ありがとうございました。